

電子交付サービス取扱規程

第1条（本規程の趣旨）

この規程は、証券会社からお客様への交付が法令等により義務付けられております各種書面の、電子交付に係わるサービスに関して取り決めたものです。

2 お客様から特にお申し出がない限り、当社では本サービスにより各種取引報告書を交付させていただくこととします。

3 なお、特に郵送での受け取りを希望されます場合には、E-mailにて別途お申込まうことと致します。

4 本規程に特段の定めのない事項は「デリバティブ取引取扱規程」によるものとします。

第2条（書面の種類）

電子交付の書面の種類は、金融商品取引法等で定められている電子交付が認められている以下のものとします。

- ・ 契約締結時交付書面
 - ※ 当社では、「海外先物取引 取引報告書兼取引残高報告書」を電子交付いたします。
- ・ 照合通知書
 - ※ 当社では、「海外先物取引照合通知書」を電子交付いたします。

第3条（電子交付及び閲覧の方法）

当社が行う「電子交付サービス」による書面の交付は、PDFファイルにて提供いたします。

第4条（書面での交付）

一部の書面に関しまして、また当社が必要と判断した書類に関しましては郵送にて交付することがあります。

第5条（免責事項）

当社からお客様への通告をすることなく、「電子交付サービス」が停止される場合があります。但し、この場合は書面で郵送にて交付することとします。

2 当社からお客様への通告をすることなく「電子交付サービス」の内容や形式を変更することがあります。

3 「電子交付サービス」をご利用いただいている場合でも、本サービスに係る法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した際には、当社が本サービスに代え、既に本サービスで交付した書面も含めて郵送による交付を行うことがあります。

4 本サービスに対しお客様は、不正アクセス・行為・及び当社が合理的な理由をもって不適当と判断される行為を行ってはならないものとします。遵守されない場合は本サービスの利用を停止する場合があります。

5 通信回路、通信機器及びコンピューター機器等の障害により本サービスの提供に遅延、不能、誤作動または、受領した情報の誤謬、停滞、省略及び中断ならびにシステム障害が発生することに関して当社は一切の責任を負わないものとします。

平成 21 年 12 月現在
プレジアン証券株式会社